

# 労務 ROAD

## ■割増賃金の基礎となる賃金は？

従業員に**時間外・休日・深夜労働**をさせた場合、事業主は法令で定める割増賃金を支払わなければなりません。今回は、**割増賃金**を計算する際に**計算の基礎**となる賃金について再度おさらいしていきましょう。

$$\text{割増賃金} = \text{1時間当たりの賃金額} \times \text{時間外・休日・深夜労働の時間数} \times \text{割増賃金率(※)}$$

(※) 時間外労働は2割5分以上、休日労働は3割5分以上、深夜労働は2割5分以上

割増賃金の基礎となるのは、労働者の所定労働時間の労働に対して支払われる「**1時間当たりの賃金額**」です。

### 時給制の場合：

**時給**がそのまま割増賃金の基礎となります。

### 月給制の場合：

**各種手当も含めた月給** ÷ 1か月の所定労働時間 = 1時間当たりの賃金額

このとき、下記の①～⑦は労働と直接的な関係が薄く、個人的事情に基づいて支給されていることなどにより、**基礎となる賃金から除外**することができます。

- ① 家族手当    ② 通勤手当    ③ 別居手当    ④ 子女教育手当    ⑤ 住宅手当  
⑥ 臨時に支払われた賃金    ⑦ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

※①～⑦に該当しない賃金は全て割増賃金の基礎として算入しなければなりません。また、①～⑤については手当の名称ではなく、その内容により判断します。

(例)

① 家族手当：扶養家族の人数またはこれを基礎とする家族手当額を基準として算出した手当は除外できる	
除外できる例	扶養家族のある従業員に対し、扶養家族の人数に応じて支給するもの
除外できない例	扶養家族の有無・人数に関係なく一律に支給するもの
⑤ 住宅手当：住宅に要する費用に応じて算定される手当は除外できる	
除外できる例	住宅に要する費用に定率を乗じた額を支給するもの (例) 賃貸住宅居住者には家賃の一定割合、持家居住者にはローン月額的一定割合を支給
除外できない例	住宅の形態ごとに一律に支給するもの (例) 賃貸住宅居住者には2万円、持家居住者には1万円を支給

★2023年4月1日以降は、中小企業も月60時間超の時間外労働分については「5割」以上の割増賃金率で計算が義務付けられるようになります。

【厚生労働省 より】

VOL.800  
(2205-3)



〒541-0054  
大阪市中央区南本町  
2-6-12  
サンマリオンタワー16F  
TEL:06-6224-0264  
FAX:06-6224-0265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集：木下・姚・茅原・田村

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6224-0480 まで！

ふるさと納税をやりだして、私はもうすぐで10年近くになります。去年の年末にかけこみでやった分の返礼品が続々と届いており美味しくいただいているのですが、先日、活きた殻付きのアワビとサザエが届きました！へらで殻からはずそうとすると動いてしまっ可哀そうできばくことができず、実家の母と父に引き取ってもらい食べてもらいました。今は黒豚餃子が届くのを楽しみに待ってます！（波田）



5月 労務スケジュール

- ・労働保険年度更新準備  
(7月11日が期限)